



市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。

### あんしん電話事業

市内在住の単身高齢者などに、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します（電話回線が必要）。

ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員への連絡をします。  
※所得に応じて自己負担あり。

### 家族介護慰労金

介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない

場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。  
※市民税非課税世帯が対象。

### 家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます（事前申請が必要）。

※市民税非課税世帯が対象。  
※同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象外。  
※社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と本事業の併用は不可。

### 高齢者在宅生活支援事業

①緊急時の短期宿泊（ショートステイ）

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊（ショートステイ）を実施します。

※利用料は1日あたり1600円、利用期間は原則として1カ月に7日間以内。

②緊急時の生活援助（ホームヘルプサービス）

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助（ホームヘルプサービス）を実施します。

※利用料は1時間当たり300円、利用回数は原則として週2回以内。

### 徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させ、行方不明になった時、GPSシステムを利用して位置を特定します。  
※利用料など自己負担あり。

### 福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話がなく、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸し出します。  
※基本料金や1カ月30度数分までの通話料は無料、それ以外は自己負担あり。

お問い合わせは、  
高齢者支援課

地域包括支援室（2階）  
☎(20)15883、FAX(26)67888へ。

## いつまでも、健康で暮らしていくために



脳の元気度測定会&相談会を実施します

◆日時 毎月第1月曜日（11月のみ火曜日）

6月3日、7月1日、8月5日、9月2日、10月7日、11月5日、12月2日、令和2年1月6日、2月3日、3月2日

◆時間 9時30分～12時

◆場所 市役所2階

◆定員 市民コーナー（生活課協）1日15人程度

◆内容 タッチパネルによるもの忘れ測定（一人約5分）

※必要に応じて専門職（保健師・社会福祉士・介護支援専門員）による相談



お問い合わせは、  
高齢者支援課

地域包括支援室（2階）  
☎(20)15883、FAX(26)67888へ。